

# 準不燃木材の大臣認定取得支援



## ～ 県産スギ・ヒノキの木質防火材料の大臣認定取得 ～

連携機関 | 宏栄産業株式会社

研究期間 | 平成22～24年度[県費研究(開発研究)]

### 技術支援のきっかけ

- ◆ 木材の内装材としての使用には、防火のため建築基準法により用途に制限がありますが、防火材料の基準の一つである準不燃の大臣認定\*を取得すれば、すべての部位で木材を使用できます。
- ◆ 林業技術センターでは、木材の内装材としての利用を促進するため、肥料由来の薬剤による木材の低コスト準不燃化処理技術を開発しました。
- ◆ 木材加工や家具・住宅用部材の製造販売を手掛ける宏栄産業株式会社(福山市)では、この技術を用い林野庁補助事業を活用してスギ・ヒノキの準不燃内装材の開発に取り組みました。

※新しく開発された材料等を高度な方法で検証したものを国土交通大臣が認定する制度

### 技術支援の内容

- ◆ 木材の防火材料の大臣認定申請では、各種データや製造・管理に関する技術資料の提出が求められます。また、性能評価試験の試験体は、厳しくチェックされ申請数値(原板比重・薬剤注入量・塗装量等)に対して誤差率が10%以内でないと除外されます。
- ◆ 林業技術センターでは、技術資料作成と試験体の誤差範囲の制御について技術支援を行いました。これにより、必要な試験体数を確保して燃焼試験とガス有害性試験に合格できました。
- ◆ その後、木材に注入した難燃薬剤が表面に浮き出る「白華現象」の制御方法が大臣認定条件に追加されたため、現在、指定性能評価機関の指導のもと、大臣認定取得に取り組んでいます。

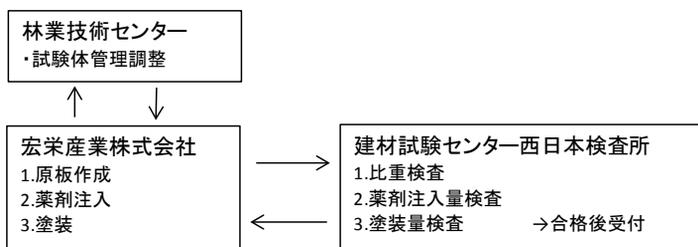


図 準不燃木材申請のための試験体作成業務



写真 ヒノキ試験体

左上:燃焼試験用 厚さ 25mm, 左下:燃焼試験用 厚さ 15mm  
右・中:ガス有害性試験用 厚さ 25mm

### 技術支援の活用場面

- ◆ 木質防火材料の大臣認定を受けるためには指定性能評価機関の性能評価が必要です。林業技術センターでは、性能評価試験の発熱性試験や模型箱試験に対する技術支援が可能です。
- ◆ 林業技術センターは、不燃化処理に必要な減圧加圧注入機による木材への薬液注入技術を有しています。この技術は防腐処理など木材の高機能化処理にも活用できます。

問い合わせ先 | 林業技術センター 技術支援部 | TEL 0824-63-0897